

平成30年第1回奥多摩町議会臨時会 会議録

1 平成30年11月30日午前10時00分、第1回奥多摩町議会臨時会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	木村 圭君	第2番	大澤由香里君	第3番	澤本 幹男君
第4番	清水 明君	第5番	小峰 陽一君	第6番	石田 芳英君
第7番	宮野 亨君	第8番	高橋 邦男君	第9番	原島 幸次君
第10番	村木 征一君	第11番	師岡 伸公君	第12番	須崎 眞君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 澤本 恒男君 議会係主任 原島 大輔君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	河村 文夫君	副 町 長	加藤 一美君
教 育 長	若菜 伸一君	企画財政課長	山宮 忠仁君
若者定住化対策室長	新島 和貴君	総 務 課 長	井上 永一君
住 民 課 長	原島 滋隆君	福祉保健課長	清水 信行君
観光産業課長	天野 成浩君	地域整備課長	坂村 孝成君
会計管理者	加藤 芳幸君	教 育 課 長	原島 政行君
病院事務長	須崎 洋司君		

平成30年第1回奥多摩町議会臨時会議事日程 [第1号]

平成30年11月30日(金)
午前10時00分 開会・開議

会 期 平成30年11月30日～11月30日(1日間)

日程	議案番号	議 案 名	結 果
1	—	議長開議宣告	—
2	—	10番 村 木 征 一 議員 会議録署名議員の指名 12番 須 崎 眞 議員	
3	—	会期の決定について	決定
4	—	町長あいさつ	—
5	議案第61号	専決処分の承認を求めることについて (平成30年度奥多摩町一般会計補正予算(第3号))	原案承認
6	議案第62号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の 一部を改正する条例	原案可決
7	議案第63号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
8	議案第64号	奥多摩町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改 正する条例	原案可決
9	議案第65号	平成30年度奥多摩町一般会計補正予算(第4号)	原案可決
10	議案第66号	平成30年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補 正予算(第2号)	原案可決
11	議案第67号	平成30年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別 会計補正予算(第2号)	原案可決
12	議案第68号	平成30年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算 (第2号)	原案可決

(午前10時59分 閉会)

午前 10 時 00 分開会・開議

○議長（師岡 伸公君） これより平成 30 年第 1 回奥多摩町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 2 会議録署名議員の指名を議題とします。

本件については、会議規則第 115 条の規定により、議長において指名します。

本臨時会の会議録署名議員に、

10 番、村木 征一議員、

12 番、須崎 眞議員、

以上 2 名を指名します。

次に、日程第 3 会期の決定についてを議題とします。

本件については、本日、議会運営委員会が開かれ、本臨時会の運営について協議が行われておりますので、その結果を議会運営委員会委員長、須崎眞議員よりご報告願います。
須崎眞議員。

〔議会運営委員長 須崎 眞君 登壇〕

○議会運営委員長（須崎 眞君） 皆さん、おはようございます。

平成 30 年第 1 回奥多摩町議会臨時会の運営について、本日午前 9 時より議会運営委員会を開催しましたので、その協議結果を報告します。

初めに、本臨時会の会期であります。提出された案件を審議の結果、本日 1 日限りとすることに決定しました。

次に、議案の取り扱いについて申し上げます。配付してあります提出案件一覧及び上程別・採決別一覧表をごらんください。

初めに、議案第 61 号 専決処分の承認を求めることについてにつきましては、単独上程の上、採決につきましては即決と決定しております。

次に、議案第 62 号から議案第 64 号までの 3 議案につきましては関連がありますので、一括上程とし、採決については、それぞれ即決と決定しております。

次に、議案第 65 号から議案第 68 号までの平成 30 年度一般会計を始めとする特別会計補正予算の 4 議案についても一括上程とし、採決はそれぞれ即決と決定しております。

以上が議会運営委員会の協議結果であります。

本臨時会の運営が効率的、かつ円滑に進行しますよう、議員各位のご協力をお願い申し上げます。議会運営委員長の報告といたします。

○議長（師岡 伸公君） 議会運営委員会委員長の報告は以上のとおりであります。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとし、議案の上程別及び採決別についてもあわせて委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日限りとすることに決定しました。

なお、本臨時会の議事日程につきましては、お手元に配付してあります日程表のとおり進めたいと思います。ご協力よろしくお願いいたします。

次に、本臨時会の開会に当たり、町長より挨拶があります。河村文夫町長。

[町長 河村 文夫君 登壇]

○町長(河村 文夫君) おはようございます。だんだん寒くなり、いよいよ今年も明日からあと1カ月残すのみとなりました。

本日は、平成30年度の第1回の臨時会を招集させていただきました。後ほど副町長を始め、町の課長から詳細にわたってご説明がございませうけれども、今日の臨時会につきましては、国におきます人事院勧告、あるいは東京都におきます人事委員会勧告に基づきまして、議員の皆様方、あるいは特別職、一般職の期末・勤勉手当の改定が行われました。それに伴いまして、12月1日が基準日でございませうので、どうしてもこの日に開催させていただいたということでご理解を賜りたいと思います。

また、補正予算につきましても、それに伴う各会計の補正予算を精査したものでございませう。

もう一件、専決処分の案件がございませうけれども、これは、今年の台風24号によりまして町に被害をもたらされた災害がございませう。おかげさまで大きな災害もなく、人的・物的災害がございませうでしたけれども、林道、あるいは町道等含めた公共施設の一部土砂の流出に伴う事業を早急に復旧したいというようなことから、約1,000万円がございませうけれども、第3回の補正予算として専決処分をさせていただきましたので、ご承認を賜りたいと思います。

いずれの案件につきましても、皆様方のご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長(師岡 伸公君) 以上で、町長の挨拶は終わりました。

これより議案審議に入ります。

日程第5 議案第61号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度奥多摩町一般会計補正予算(第3号))を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。副町長。

〔副町長 加藤 一美君 登壇〕

○副町長（加藤 一美君） それでは、議案第 61 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 30 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 3 号））につきまして提案のご説明を申し上げます。

本件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定によりまして、議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、平成 30 年 10 月 1 日に専決処分をさせていただき、同条第 3 項の規定によりまして、その内容を報告し、承認を求めるものでございます。

次のページの専決処分書をごらんください。平成 30 年度奥多摩町一般会計について補正を行いました。

理由でございますが、平成 30 年 9 月 30 日の台風 24 号の影響により、町内に災害が発生したことから、その費用を補正するため、専決を行ったものでございます。

次の補正予算書をごらんください。歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,000 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 64 億 9,143 万 3,000 円とするものでございます。

2 としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正によるものでございます。

1 ページをごらんください。歳入についてご説明申し上げます。繰入金のうち基金繰入金は、公共施設整備基金から 1,000 万円を追加し、繰入金の合計を 3 億 2,676 万円とするもので、今回の歳入補正額は 1,000 万円を追加し、歳入の合計額を 64 億 9,143 万 3,000 円とするものでございます。

2 ページをごらんください。歳出についてご説明申し上げます。災害復旧費のうち、農林水産施設災害復旧費は、林道では西川線林道、名坂線林道の 2 カ所、町簡易給水施設では、安寺沢簡易給水施設が 1 カ所、計 3 カ所の復旧費として 160 万円を追加、公共土木施設災害復旧費は、町道不老線、氷川七曲線、桧村東線、平石鍛冶屋線の 4 カ所の復旧費として 900 万円を追加し、災害復旧費の合計を 1,215 万円に、予備費は予算調整によりまして 60 万円を減額し、予備費の合計を 1,002 万 9,000 円とするもので、今回の歳出補正額は歳入補正額と同額の 1,000 万円を追加し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の 64 億 9,143 万 3,000 円とするものでございます。

なお、今回の台風 24 号に伴う災害復旧につきましては、林道では西川線林道、名坂線林道の 2 カ所、町簡易給水施設では安寺沢簡易給水施設が 1 カ所、町道では不老線、氷川

七曲線、桧村東線、平石鍛冶屋線の4カ所の合計7カ所でございます、そのほとんどが河川の支流、いわゆる沢からの土砂の流出やこれに伴う倒木等の処理作業によるものであります。

また、合計7カ所のうち、最大の土砂流出は、桧村東線、通称むかし道において250立方メートルの土砂が町道に押し寄せ、この土砂排除のための費用が510万円となりましたが、幸いなことに今回の台風24号によって道路施設や簡易給水施設そのものへの直接の被害はございませんでした。

以上で、議案第61号の説明を終わります。ご審議を賜り、ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第61号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第61号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第61号について討論を省略し、採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第5 議案第61号について承認することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第61号については承認されました。

次に、日程第6 議案第62号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、日程第7、議案第63号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第8 議案第64号 奥多摩町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、以上3件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 井上 永一君 登壇〕

○総務課長（井上 永一君） 議案第62号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第63号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第64号 奥多摩町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改

正する条例、以上3件の条例改正につきましては、提案理由に関連がございますので、一括してご説明を申し上げます。

提案理由でございますが、東京都人事委員会の勧告に基づき、特別給の支給率の改定を行うため、規定を整備する必要があるためでございます。

議案の説明に入ります前に、10月12日に勧告されました東京都人事委員会の勧告内容につきましてご説明いたします。

町の給与は、東京都の職員給与条例をもとに改定しておりますが、平成30年東京都人事委員会の勧告は、例月給につきましては公民較差が108円とかなり僅少で、公民の給与がおおむね均衡していることから、全体の改定は昨年引き続き見送ることといたしました。が、有為な人材確保の観点から、初任給を1,000円引き上げることとし、これに伴い、給料表の初任層を格差の範囲内で引き上げをし、また、特別給につきましては、民間事業所における支給割合を考慮して年間支給月数を0.10月分引き上げる改定となりました。特別給につきましては5年連続の引き上げ改定でございます。

給与勧告制度は、公民較差を解消して、職員と民間従業員との給与水準の均衡を図ることで、職員の給与を社会一般の情勢に適応した適正な水準とする役割がございます。今回の勧告では、特別給につきましては平均年齢における公民較差を比較し、0.10月分を引き上げ、引き上げ分をすべて勤勉手当に配分する勧告がされたもので、勤勉手当に限りますと1.9月から2.0月と改められ、これにより期末手当の2.6月分と合わせて、年間の期末勤勉手当の支給月数を現在の合計4.50月分から4.60月分と改めるもので、この改正は平成30年度に支給する期末勤勉手当から実施するものでございます。

なお、期末手当につきましては、6月期支給分と12月期支給分について支給月数に差がございましたが、平成31年度から期末手当の2.6月分を6月期と12月期とで均等で支給する勧告もされたことから、あわせて改正をいたします。

今回の改正に伴います人件費の年間影響総額は、特別給につきましては全会計の総額で362万8,000円の増額となるものでございます。1人当たりの特別給の額では、20歳代で扶養なしの場合は2万3,000円、40歳代の係長職で配偶者と子ども1人の扶養親族があるものでは4万5,000円、50歳代の課長補佐職で配偶者と子ども2人の扶養親族があるものでは5万1,000円の増額となります。

以上の点を踏まえ、本議会に上程させていただく内容は、特別給の引き上げ及び初任層の給料月額引き上げにつきまして改正をさせていただくものでございます。

それでは、議案の内容についてご説明させていただきます。

議案第 62 号の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例は、一般職の勤勉手当と同様の割合を期末手当において、議案第 63 号の特別職の職員の給与に関する条例は、勤勉手当を含む期末手当においてその支給月数を改正するものですが、わかりやすくご説明させていただくために、大変恐れ入りますが、議案第 64 号の一般職の職員の給与に関する条例の改正からご説明させていただきます。条例改め文もごさいますが、新旧対照表でご説明をさせていただきます。新旧対照表の 3 ページをごらんください。また、あわせて本日別に配付させていただいております A 4 横長の提案説明附属資料をごらんください。

3 ページは、奥多摩町一般職の職員の給与に関する条例の新旧対照表でごさいます。第 1 条関係でごさいますが、下線部が改正部分となり、勤勉手当 100 分の 95 を 100 分の 100 に、再任用職員については 100 分の 45 を 100 分の 47.5 と改めるもので、人事委員会で勧告された一般職の職員の勤勉手当の 100 分の 10、0.1 月分を引き上げるものでごさいます。

なお、ここで定める割合は、6 月、12 月の支給月にそれぞれ加算されるもので、これで勤勉手当につきましては、年間で 2 月分の支給月数と改めるものでごさいます。

附属資料では、一般職の欄、下段の施行日 31 年 4 月 1 日以降の勤勉手当の月数の改正となります。

なお、括弧内は再任用職員の期末勤勉手当の支給月数でごさいます。

なお、平成 30 年度分につきましては、この後ご説明をさせていただきます。

第 20 条は退職者の給与の支給について定めたもので、第 2 項は結核性疾患に罹患した職員については 2 年間の退職期間中は 100 分の 80 を支給できると規定しておりましたが、これを第 3 項に定める事由により退職となった職員と同様に 1 年間とするため、第 2 項を削り、第 3 号の文言整理をして、同項を第 2 項とし、第 4 項及び第 5 項をそれぞれ 1 項ずつ繰り上げるものでごさいます。

新旧対照表の 4 ページをごらんください。別表第 2 の 2 の等級別標準職務表 3 等級の基準となる職務について、奥多摩町職員の職の設置に関する規則で規定する職名のみを明記することとするため、その基準を主事及び技師の職務と規定することについて文言整理をするものでごさいます。

新旧対照表の 5 ページをごらんください。第 2 条関係でごさいますが、現在の期末手当の支給割合は、第 18 条第 2 項に規定されておりますように、6 月期は 1.225 月分、12 月期は 1.375 月分の合計 2.6 月分を支給しておりますが、これを 6 月期と 12 月期に均等配分し、それぞれ 1.3 月分を支給することに改めるものでごさいます。

また、再任用職員につきましても年間支給月数の 1.45 月分を均等配分し、0.725 月分を支給することに改めるものでございます。

また、条例改め文中の別表第 1 行政職給料表及び別表第 2 医療職給料表の改正につきましては、議案書改正分の後ろに添付をさせていただいておりますので、後ほどご確認をいただきたいと存じますが、改正の内容につきましては、初任給を 1,000 円引き上げることに伴い、給料表の初任層の給料を格差の範囲内で引き上げるものでございます。

附則でございますが、第 1 項は、この条例の施行期日を定めております。

第 2 項は、勤勉手当に関する特例措置として平成 30 年 12 月に支給する勤勉手当については、本文の規定にかかわらず、一般職は 100 分の 105 とすること、再任用職員は 100 分の 50 とすることを定めるものでございます。

別添の附属資料ですと、右側の一般職の欄、中段の 30 年 12 月 1 日の勤勉手当の月数の改正となります。30 年度では既に 6 月期に 0.95 月分の勤勉手当を支給しているため、30 年度については、12 月期に 1.05 月分を支給し、年間の支給率を本条例で改正いたします年間 2 月分とするものでございます。

次に、議案第 62 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明をさせていただきます。

議会議員の報酬のうち、期末手当につきましては、現在は年間で 3.15 月、6 月に支給する場合は 1.50 月、12 月期に支給する場合は 1.65 月分を支給しております。

新旧対照表の 1 ページをごらんください。第 5 条第 2 項の改正でございますが、この期末手当につきまして年間で 0.1 月分を引き上げるとともに、引き上げ額を加えた総額 3.25 月分を一般職と同様に 6 月期と 12 月期で均等配分するため、1.625 月分に改めるものでございます。

附則といたしまして、第 1 項では施行期日を、第 2 項では議会議員の期末手当につきましては、年間で 0.1 月分を引き上げますが、適用を本年の 12 月に支給する期末手当からとし、30 年度における期末手当の年間支給月数は、現在の支給月数の年間 3.15 月分に 30 年度で引き上げの適用となる 0.1 月分の 2 分の 1、0.05 月分を加えた 3.2 月分とし、本年 12 月に支給する期末手当は、30 年度の年間総支給月数の 3.2 月分から 6 月に支給しております 1.5 月分を減じた 1.7 月分を支給することを定めたものでございます。附属資料の左側、議員の欄の支給率に改めるものでございます。

なお、議会議員の期末手当につきましては、人事委員会の勧告はございませんが、従来職員と同様に、引き下げ改正の際には議員の特別給も引き下げており、また、他市町村の

議員の期末手当の支給状況を勘案し、ご提案するものでございます。

次に、議案第 63 号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。

特別職の職員につきましては、勤勉手当を含み、期末手当として支給しており、現在は一般職と同様に、年間で 4.5 月分、6 月に支給する場合は 2.175 月、12 月に支給する場合は 2.325 月分を支給しております。

新旧対照表の 2 ページをごらんください。第 3 条第 2 項の改正でございますが、この期末手当につきまして年間で 0.1 月分引き上げるとともに、引き上げ額を加えた総額 4.6 月分を一般職と同様に 6 月期と 12 月期で均等配分する 2.3 月分に改めるものでございます。

附則といたしまして、第 1 項は施行期日を、第 2 項は期末手当に関する特例措置として平成 30 年 12 月に支給する期末手当については、条文の規定にかかわらず 100 分の 242.5 とすることを定めるものでございます。

別添の付属資料ですと、特別職の欄、中段の 30 年 12 月 1 日の手当の月数の改正となります。30 年度では既に 6 月期に 2.175 月分の期末手当を支給しているため、30 年度につきましては 12 月期に 2.425 月分を支給し、年間の支給率を本条例で改正いたします年間 4.6 月分とするものでございます。

特別職につきましては、一般職と同様に常勤であるため、30 年度から人事委員会給与の 0.1 月分の改定を実施するものでございます。

なお、職員給与の条例改正につきましては、職員組合の理解を得て提案させていただいておりますことを申し添えさせていただきます。

以上で、議案第 62 号から議案第 64 号までの説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 62 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 62 号の質疑を終結します。

次に、議案第 63 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 63 号の質疑を終結します。

次に、議案第 64 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 64 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 62 号から議案第 64 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 6 議案第 62 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(師岡 伸公君) 起立多数であります。よって、議案第 62 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 7 議案第 63 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(師岡 伸公君) 起立多数であります。よって、議案第 63 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 8 議案第 64 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(師岡 伸公君) 起立多数であります。よって、議案第 64 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 9 議案第 65 号 平成 30 年度奥多摩町一般会計補正予算(第 4 号)、日程第 10 議案第 66 号 平成 30 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算(第 2 号)、日程第 11 議案第 67 号 平成 30 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算(第 2 号)、日程第 12 議案第 68 号 平成 30 年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)、以上 4 件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。副町長。

[副町長 加藤 一美君 登壇]

○副町長(加藤 一美君) それでは、議案第 65 号から議案第 68 号までの平成 30 年度奥多摩町一般会計を始めとする 4 会計の補正予算について提案のご説明を申し上げます。

今回の 4 会計の補正につきましては、いずれも今臨時会に上程の期末勤勉手当の改定及び現時点における人件費及び事業費等を精査した内容となっております。

初めに、議案第 65 号 平成 30 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 4 号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,100 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 65 億 243 万 3,000 円とするものでございます。

2 としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正によるものでございます。

1 ページをごらんください。歳入の説明をさせていただきます。繰入金のうち、基金繰入金は、財政調整基金から 1,100 万円を追加し、繰入金の合計を 3 億 3,776 万円とするもので、今回の歳入補正額は 1,100 万円を追加し、歳入の合計額を 65 億 243 万 3,000 円とするものでございます。

2 ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。

初めに、議会費は、議員の期末手当等の増額に伴い、44 万 1,000 円を追加し、議会費の合計を 9,266 万 9,000 円に、総務費のうち、総務管理費は、特別職、一般職の期末勤勉手当等の増額に伴い 221 万 4,000 円を追加、徴税費は 87 万 4,000 円を追加、戸籍住民基本台帳費は 34 万 6,000 円を追加、選挙費は 12 万 1,000 円を追加、監査委員費は 5 万 1,000 円を追加し、総務費の合計を 9 億 1,604 万 3,000 円に、民生費のうち、社会福祉費は 142 万 8,000 円を追加、児童福祉費は 57 万円を追加、国民年金費は 15 万 7,000 円を追加し、民生費の合計を 11 億 6,677 万 1,000 円に、衛生費のうち、保健衛生費は 28 万 2,000 円を追加、清掃費は 15 万 2,000 円を追加し、衛生費の合計を 5 億 1,247 万円に、農林水産業費のうち、農業費は 27 万 6,000 円を追加、林業費は 38 万 4,000 円を追加、水産業費は 8 万 4,000 円を追加し、農林水産業費の合計を 9 億 8,034 万 8,000 円に、商工費のうち、観光費は 24 万 1,000 円を追加し、商工費の合計を 4 億 4,631 万 3,000 円に、土木費のうち、土木管理費は 189 万円を追加、住宅費は 22 万 3,000 円を追加し、土木費の合計を 12 億 5,248 万 3,000 円に、消防費は 30 万 9,000 円を追加し、消防費の合計を 3 億 4,875 万 4,000 円に、3 ページをごらんください。教育費のうち、教育総務費は 74 万 2,000 円を追加、給食費は 22 万 2,000 円を追加、社会教育費は 60 万 2,000 円を追加し、教育費の合計を 5 億 4,840 万 4,000 円に、予備費は予算調整により 60 万 9,000 円を減額し、予備費の合計を 942 万円とするもので、今回の歳出補正額は、歳入補正額と同額の 1,100 万円を追加し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の 65 億 243 万 3,000 円とするものでございます。

以上で、議案第 65 号の説明を終わります。

次に、議案第 66 号 平成 30 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正によるものでございます。

1 ページをごらんください。今回の補正は、総務費のうち利用管理費の中で、財源の組みかえを行うもので、歳出の合計額に変更はなく、また、予算総額に変更はございません。

以上で、議案第 66 号の説明を終わります。

次に、議案第 67 号 平成 30 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正によるものでございます。

1 ページをごらんください。今回の補正は歳出の内容変更ということで、総務費のうち、一般管理費は 16 万 5,000 円を追加、利用管理費は 16 万 5,000 円を減額し、総務費の合計を 1 億 6,462 万 9,000 円とするもので、歳出の合計額に変更はなく、また、予算総額に変更はございません。

以上で、議案第 67 号の説明を終わります。

次に、議案第 68 号 平成 30 年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正によるものでございます。

1 ページをごらんください。今回の補正は歳出の内容変更ということで、事業費のうち、下水道事業費は 15 万円を追加し、事業費の合計を 5,620 万 9,000 円に、予備費は予算調整により 15 万円を減額し、予備費の合計を 39 万 8,000 円とするもので、歳出の合計額に変更はなく、また、予算総額に変更はございません。

以上で、議案第 68 号の説明を終わります。

以上、議案第 65 号から議案第 68 号までの 4 会計について補正予算の提案の説明をさせていただきました。いずれも今後の事業執行に欠かせない予算でございますので、ご審議

を賜り、ご決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

次に、各課長から説明をお願いいたします。説明は自席に着席したままで簡潔に行っていただくようお願いいたします。

初めに、議案第 65 号について、各課長から順次所管の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（井上 永一君） それでは、議案第 65 号 平成 30 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 4 号）の内容をご説明いたします。

6 ページをお開きください。歳入でございます。款 17 繰入金、項 02 基金繰入金、目 01 の財政調整基金繰入金の 1,100 万円の増額につきましては、本補正予算で不足する財源として財政調整基金から繰り入れるものでございます。

歳入につきましては以上でございます。

次に、7 ページからは歳出となりますが、本補正予算の歳出につきましては、先ほどご決定いただきました議会議員及び特別職の期末手当、一般職の勤勉手当等の増額及びそれぞれの期末勤勉手当の増額により、共済費が影響額及び年間所要見込み額の調整により増額となる人件費によるものが主な内容でございますので、全科目の人件費について給与費明細書で一括してご説明をさせていただきます。補正予算書の 15 ページ、給与費明細書をごらんください。

15 ページは特別職の給与費明細書でございます。下段の比較の欄をごらんください。給与費欄の期末手当の長等 20 万円の増、議員 21 万 3,000 円の増、その他は教育長分 8 万円の増で、それぞれ期末手当の支給率の改定により増額となるものでございます。右側、共済費の欄の長等は 8 万円の増、その他は教育長分が 5 万 2,000 円の増で、それぞれ期末手当増による共済組合負担金の影響額により増額となるものでございます。合計の欄で給与費のうち期末手当は 49 万 3,000 円の増、共済費は 13 万 2,000 円の増、合計で 62 万 5,000 円の増額でございます。

16 ページをごらんください。一般職でございます。上から 3 行目、比較の欄でございますが、給与費の職員手当は 294 万 5,000 円の増で、一般職 90 名分の勤勉手当の 0.1 月分の増額によるもの、1 つ飛ばしまして共済費は 783 万 9,000 円の増額となりますが、勤勉手当増額による共済組合負担金の影響額及び年間所要見込み額の調整により増となるもので、一般職合計では 1,078 万 4,000 円の増額でございます。

なお、職員手当の内訳は下段の表のとおり、期末勤勉手当が増額となるものでございます。

以上で、給与費の説明を終わらせていただきます。

恐れ入りますが、12 ページをごらんください。人件費以外の部分についてのご説明をさせていただきます。

款 09 消防費、項 01 消防費、目 02 非常備消防費の消防団費は 20 万円の増額となりますが、節 19 負担金・補助及び交付金で 10 月 6 日に開催されました東京都消防操法大会小型ポンプ操法の部において、町を代表として出場した第 1 分団が優勝いたしました。この優勝報告会を 12 月 9 日に開催する予定でありますが、この報告会への補助金を計上させていただきますのでございます。

14 ページをごらんください。款 13 予備費の 60 万 9,000 円の減額は予算調整でございます。

以上で、議案第 65 号 平成 30 年度一般会計補正予算（第 4 号）の説明を終わらせていただきます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、議案第 65 号の説明は終わりました。

次に、議案第 66 号及び議案第 67 号についての説明を求めます。観光産業課長。

○観光産業課長（天野 成浩君） それでは、議案第 66 号 平成 30 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算（第 2 号）につきましてご説明させていただきます。

今回の補正は歳出のみの説明となります。3 ページをお開きください。一般会計同様に期末勤勉手当の改定に伴う補正が主なもので、事業費、委託料を減額し、組み替えを行うものでございます。

款 01 総務費、項 01 利用管理費、目 01、01 一般管理費 51 万円の増額は、節 03 職員手当等、一般職期末勤勉手当 12 万円と節 04 共済費、共済組合負担金 39 万円の人件費の調整によるもので、4 ページの給与費明細書は、ただいまご説明いたしました内容と同様でございますので、省略させていただきます。

次に、目 02、01 事業費 51 万円の減額は、人件費の調整に伴い、事業費内の予算の組み替えを行うもので、内訳では、節 13 委託料 51 万円の減額は、台風等天候不良により体験教室中止に伴う指導委託を精査し、減額するものでございます。

以上で、議案第 66 号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第 67 号 平成 30 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算（第 2 号）につきましてご説明させていただきます。

今回の補正は、都民の森同様に歳出のみの説明となります。3 ページをお開きください。一般会計同様に期末勤勉手当の改定に伴う補正が主なもので、利用管理費の需用費を減額

し、組み替えを行うものでございます。

款 01 総務費、項 01、目 01、01 一般管理費 16 万 5,000 円の増額は、節 04 共済費、共済組合負担金の人件費の調整によるもので、4 ページの給与費明細書は、ただいまご説明いたしましたとおり同様でございますので、省略させていただきます。

次に、項 02、目 01、01 利用管理費 16 万 5,000 円の減額は、人件費の調整に伴い予算の組み替えを行うもので、内訳では、節 11 需用費 16 万 5,000 円の減額は、施設等の修繕費を精査いたしまして減額するものでございます。

以上で、議案第 67 号の説明を終わらせていただきます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、議案第 66 号及び議案第 67 号の説明は終わりました。

次に、議案第 68 号についての説明を求めます。地域整備課長。

○地域整備課長（坂村 孝成君） それでは、議案第 68 号 平成 30 年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）につきましてご説明申し上げます。

一般会計同様に期末勤勉手当の改定に伴う補正で、歳出予算でございます。3 ページをお願いいたします。款 02 事業費、項 01 下水道事業費、目 01 下水道事業費 15 万円の増額につきましては人件費の調整で、内訳といたしまして、01 小河内処理区で 4 万円の増額は、03 職員手当等で説明欄記載の一般職期末勤勉手当を増額するものでございます。

次に、02 奥多摩処理区の 11 万円の増額につきましては、同じく人件費の調整で、03 職員手当等で一般職期末勤勉手当 3 万円を増額し、04 共済費で共済組合負担金 8 万円を増額するものでございます。

4 ページの給与明細書は、ただいまご説明いたしました内容と同様でございますので、省略とさせていただきます。

次に、款 04 予備費、項 01 予備費、目 01 予備費 15 万円の減額につきましては、人件費を予備費で調整するものでございます。

以上で、議案第 68 号の説明を終わります。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、議案第 68 号の説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 65 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 65 号の質疑を終結します。

次に、議案第 66 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 66 号の質疑を終結します。

次に、議案第 67 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 67 号の質疑を終結します。

次に、議案第 68 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 68 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 65 号から議案第 68 号までについて討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 9 議案第 65 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第 65 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 10 議案第 66 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第 66 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 11 議案第 67 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第 67 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 12 議案第 68 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第 68 号については原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付議された案件の審議はすべて終了しました。

以上をもって平成 30 年第 1 回奥多摩町議会臨時会を閉会します。大変ご苦労さまでした。

午前 10 時 59 分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員